

見附市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める  
条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和8年3月19日

見附市長 稲田 亮

見附市条例第12号

見附市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定  
める条例の一部を改正する条例

見附市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める  
条例（平成26年見附市条例第22号）の一部を次のように改正する。

第25条中「第33条の10各号」を「第33条の10第1項各号（幼保連携型  
認定こども園である特定教育・保育施設の職員にあっては、認定こども園法第27  
条の2第1項各号、幼稚園である特定教育・保育施設の職員にあっては、学校教育  
法第28条第2項において準用する認定こども園法第27条の2第1項各号）」に  
改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。